

「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」人材紹介事業者登録要領

岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、「拠点」という。）が実施する事業に、有料職業紹介事業者が参画するための登録について以下に定める。

第1 目的

本要領により登録された人材紹介事業者が、県内中小企業等と、プロフェッショナル人材との間における有料職業紹介を実施し、県内中小企業等がプロフェッショナル人材を採用することで、経営革新等を実現すると共に、県経済の成長力を高めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりである。

- (1) 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点 県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による経営革新の実現を促すとともに、県外のプロフェッショナル人材の県内への還流を促進し、地域経済の成長力を高めることを目的として、岐阜県中小企業総合人材確保センター内に設置した拠点をいう。
- (2) 登録人材紹介事業者 職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、この要領により登録を受けた事業者をいう。
- (3) プロフェッショナル人材 新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上など、企業における事業創出力の強化に繋がるような知識又は技能を有しており、具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。

第3 登録の方法

事業に参画しようとする有料職業紹介事業者は、知事が別に定める期間において、あらかじめ人材紹介事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、知事の登録を受けなければならない。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 事業者の概要が分かるもの
- (3) 求職及び求人への申込方法など、業務運営が分かるもの
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの
- (5) 個人情報の管理に関するもの
- (6) 県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの
- (7) 人材の円滑な定着のための取組状況が分かるもの
- (8) 本事業に係る登録証の写し（更新の場合）
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 前項にかかわらず更新登録の場合は、前項(1)から(5)に掲げる書類を省略できるものとする。

第4 登録の有効期限

登録の有効期限は、当該年度末までとする。

第5 登録の条件

第3に掲げる書類を提出する際には、次のことを承諾して提出することを条件とする。

- (1) 拠点が掘り起こした県内中小企業等の人材ニーズに対して、プロフェッショナル人材の紹介、マッチング及びアフターフォローを実施すること。

また、拠点に対し、人材ニーズに係る対応の可否、企業訪問等対応結果、対応の完了又は中止について報告すること。加えて、プロフェッショナル人材に関する当該年度の有料職業紹介の活動状況を拠点に報告すること。

- (2) 関係機関の連携強化を図るため、県が設置する岐阜県プロフェッショナル人材戦略協議会の運営に協力すること。
- (3) この要領に定める県への報告等のため、登録人材紹介事業者及び県内中小企業等が、プロフェッショナル人材の個人情報を含め県及び拠点へ提供することについて、当該プロフェッショナル人材から書面で同意を得ること。

第6 審査の実施

登録については、申請内容を審査の上、知事が登録を決定し、審査結果を登録申請者に通知するものとする。

第7 登録の変更

登録人材紹介事業者においては、有料職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があった場合は、人材紹介事業者登録変更届（様式第2号）により速やかに知事へ届け出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をした場合

第8 登録の抹消

登録人材紹介事業者において、本事業への登録の抹消を希望する場合には、人材紹介事業者登録抹消届（様式第3号）により知事へ届け出るものとする。

第9 登録の取消

知事は、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正な行為があると知事が認めたとき
- (2) 正当な理由がないのに、第5の条件に違反したとき
- (3) その他、登録人材紹介事業者に適しないと知事が判断したとき

第10 指導監督

知事は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録人材紹介事業者に対して報告を求めることができるものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月21日から施行する。

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年3月6日から施行する。

この要領は、平成31年2月6日から施行する。

この要領は、令和2年3月2日から施行する。

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

この要領は、令和8年3月1日から施行する。

人材紹介事業者登録申請書（新規・更新）

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

所 在 地 （〒 ）

名 称
代表者役職 ・ 氏名

「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」人材紹介事業者登録要領第3の定めに基づき、次のとおり申請します。

1 有料職業紹介事業者の概要

有料職業紹介事業許可番号	(有効期間 年 月 日から 年 月 日まで)
事業所の概要	所在地 (〒) 名 称 代表者役職 ・ 氏名

2 要領第5に定める登録の条件への承諾

<input type="checkbox"/>	承諾する
--------------------------	------

(注) 承諾する場合は○を付けてください。

3 添付書類（更新の場合は、(1)～(5)を省略可。）

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 事業者の概要が分かるもの（パンフレットなど）
- (3) 求職及び求人申込方法など、業務運営が分かるもの（求人・求職票の様式及び申込手順が分かるものなど）
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業と交わす契約書の様式、手数料表など）
- (5) 個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）
- (6) 県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの（別紙1）
- (7) 人材の円滑な定着のための取組状況が分かるもの（別紙2）
- (8) 登録証の写し（更新の場合）
- (9) その他知事が必要と認める書類

4 本申請に係る責任者連絡先

氏名		所属・職名	
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

別紙 1

県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針について

1 有料職業紹介の実施状況

○ 対象期間 年度分 (単位：件)

	求人 (企業)	求職 (人材)
(1) 登録件数	(うち 県内企業)	(うち 県外在住者)
(2) マッチング 実施数	(うち 県内企業)	(うち 県外在住者)
(3) 採用件数	(うち 県内企業)	(うち 県外在住者)

2 有料職業紹介の今後の取組方針

	企業向け	求職者向け
登録数を増やす ための取組		
マッチングを 増やすための取組		
その他の取組が あれば記載		

(注) 1 実施状況は、申請年度の前年度（4月～3月、1年分）を記載してください。

2 必要に応じて適宜、行を追加してください。

3 対応可能職種及び業種

--

別紙2

人材の円滑な定着のための取組について

	求職者向け	(参考) 企業向け
就業前		
就業後		
その他の 取組が あれば記入		

